

※昨年度から内容の変更はありません

資料 6(訪問系・相談系)

令和 8 年 3 月 19 日

障害福祉サービス等に係る事業者説明会

千葉市障害福祉サービス課

令和 5 年 4 月より

千葉市重度障害者等就労支援特別事業

が利用できます。

令和 5 年 4 月より、重度の障害がある方が就労するために必要な身体介護等を提供し、障害者の就労機会の拡大や社会参加を促進する「**重度障害者等就労支援特別事業**」が利用できるようになります。

対象者

市内に居住地を有する方かつ千葉市から重度訪問介護・同行援護・行動援護いずれかの支給決定を受けている方で、次の要件を全て満たす方

- (1) 民間企業に雇用されている方(※1) または自営業の方(※2)
- (2) 1週間の所定労働時間が10時間以上である方(※3)

※1 就労継続支援 A 型事業所の利用者を除く

※2 法人の代表者・役員等を含み、公務員等を除く

※3 被雇用者の場合、今後10時間以上の勤務となることが見込まれる方でも可



なお、就労場所は本市内に限定しません。

サービスの内容と支援の範囲

民間企業に雇用されている方と自営業の方とで異なります。

(1) 民間企業に雇用されている方

雇用主である企業が、JEED(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)の実施する「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用してもさらに支援を必要とする場合に、本事業にて障害福祉サービス(重度訪問介護・同行援護または行動援護)と同等の支援を行います。

(支援対象範囲イメージ)		
支援内容	JEEDの助成金(※)	本事業
通勤援助	各年度3か月まで	各年度4か月目以降
職場における介助	業務介助 (例):文書の朗読や作成、機器の操作や入力作業、業務上外出の付き添い等	業務外の福祉的な支援 (例):喀痰吸引、排泄や食事の介助、姿勢の調整、安全確保のための見守り支援等

※ 助成金の受給には、要件及び審査があり、障害者を雇用する事業主がJEEDに対し、助成金の支給申請手続きを行う必要がある

(2) 自営業の方

自営業者として働く場合はJEEDの助成金の対象とならないため、1か月目から本事業単独で支援を行います。

利用者負担

1 割負担。

※ 障害福祉サービス及び地域生活支援給付サービスの利用者負担額（以下「サービスの利用者負担額」という。）に、本事業の利用者の負担額を合算した額が、障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額（以下「利用者負担上限月額」という。）を超えるときは、利用者負担上限月額からサービスの利用者負担額を控除した額となります。

利用までの流れ

本事業を利用するためには支給申請手続きが必要です。利用を希望する方や、勤め先の企業の方は、まずは利用希望者がお住まいの区の保健福祉センター高齢障害支援課に次の書類を提出してください。

- (1) 支給申請書（様式第1号）
- (2) 利用計画書（様式第2号）
- (3) 雇用されている、又は自営業であることを証する書類

